

慶応三年七月二十七日より慶応三年七月廿九日まで

P8310703 right

英サトウより居留地の義に付、明日二時にミニストル面晤、並金貳百五拾兩拝借いたし度旨、文通有し

廿八日卯 晴雲

昨本サトウよりの書翰山口(駿)へ相談に廻す、竹島(房)を呼び、江府へ外国奉行兼帯の吹聴状過日よりの返書、並

長崎奉行へ勘定役本別当出立期限、猶可申入旨の文通調■渡し遣す、加州藩恒川新左衛門来り晒布三、金千匹贈らる、品海□御開し□様聞合せ也、相沢(新)初て来り面す、中島会所本日開局に付、出張の処、場所不分明空敷帰舎、其段隅勢両州へ文通□よぶ、内海へ借用の陶壇を返す、濱中(義)来る不面して帰る、昨約の通り英館に至り件々引合う金貳百五拾兩受取手形(自分一名也)御代官方へ渡し、御金は彼方へ渡し證書取の右證書は山口(駿河)へ渡し同人江府へ持帰り夫々取計いたし候
積り富田達三へ申談置く、然る処同人俄に土州表へ相越に付、三輪(金三郎)へ申残し様、猶申談同人、並駿河

P8310703 left

へも図書殿旅宿にて一応談す、図書殿より旅宿へ相越様文通有し、英館より帰途相廻り候処サトウ

招待の接待に頼れし也、入本_ニ帰舎、監察設楽(岩坂地詰、御免の旨、御城代より達有し、同人

戸川(豆)とも図書殿と共に、土州行御用にて明日出立のよし

廿九日辰 晴

竹島(房)来る、御用筋談遣す、脇坂淡路守より転役賀使者差越し鮮鯛(五尾)樽代(三方)贈らる、御役所出勤

伊賀守殿御出張先き(谷町)久成寺より余_ニ地を以、御呼寄に付、即時出張、英公使より商社御触置しの義等有し、土藩

の者等着坂、彼我縷々の葛藤有し、本第九時過漸く相決し賀州は直に御帰京、函頭一行は、直に四国(土州)行出立相成、右商社触直書向は賀州より御直御渡しの格に談有し、明日

英公使義

東奉行所近辺明き屋敷川口清、一つ橋船屋敷一見いたし度旨夫々達す、松平三河守より転役賀

()内は細字双行(二行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【文字判読不可】、■は、文章の一部に汚れがある、虫食いにより文字が無い等です。